

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業, 除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業, 除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。

2	P5-6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性</p> <p>「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を修了した者については、当該技能実習で習得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
3	P6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p>	<p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p>	<p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実</p>

				習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
4	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空分野技能評価試験(仮称)(空港グランドハンドリング)の合格証明書の写し</li> <li>・航空分野技能評価試験(仮称)(航空機整備)の合格証明書の写し</li> </ul> </li> <li>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)の合格証明書の写し</li> <li>・特定技能評価試験(航空分野:航空機整備)の合格証明書の写し</li> </ul> </li> <li>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し</li> <li>・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し</li> </ul> </li> </ul> <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>
5	P6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	<技能実習2号修了者の場合>	<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>
6	P9-10	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初めて航空分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。 (中略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初めて航空分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。 (中略)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</li> <li>(中略)</li> <li>○ なお、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。(URL：<a href="http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html">http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html</a>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、<b>航空分野特定技能</b>協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</li> <li>(中略)</li> <li>○ なお、<b>航空分野特定技能</b>協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。(URL：<a href="http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html">http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html</a>)</li> </ul>
7	P10-11	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)))</li> <li>(航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)</li> <li>(中略)</li> <li>○ 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)))</li> <li>(航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関)</li> <li>(中略)</li> <li>○ <b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書(特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</li> </ul>

			<p>入れに関する誓約書(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)) (登録支援機関))</p> <p>○ 航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-2号)(登録支援機関)))</p>	<p>(分野参考様式第9-1号)(特定技能所属機関)) (登録支援機関))</p> <p>○ <b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書(航空分野に係る特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9-2号)(登録支援機関)))</p>
8	P11	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p> <p>○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援</p>	<p>○ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>

			<p>計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。)及び航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>	<p>○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。)及び<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、<b>航空分野特定技能</b>協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>
9	別表	別表(航空) <b>【特定技能1号】</b> 空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) 技能水準及び評価方法等	航空分野技能評価試験(仮称) (空港グランドハンドリング)	<b>特定技能評価試験</b> (航空分野：空港グランドハンドリング)
10	別表	別表(航空) <b>【特定技能1号】</b> 航空機整備	航空分野技能評価試験(仮称) (航空機整備)	<b>特定技能評価試験</b> (航空分野：航空機整備)

		(機体, 装備品等の 整備業務等) 技能水準及び評価 方法等		
11	別表	別表(航空)		(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず, 技能実習2号を良好に修了した者は, 国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。